事例No.	191
公表年度	H29
団体の属性	中核市
団体名	宮崎県宮崎市

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・歳入確保 ・（公営企業）その他

事例種類	その他

事例内容・タイトル

今後の費用増等を踏まえた使用料改定

出典

経営戦略策定ガイドライン（下水道事業・先進的取組事例集）

1. 使用料改定

事例5

○ 事例名等

事例名	今後の費用増等を踏まえた使用料改定
団体名	宮崎県 宮崎市
事業名	公共（法適）・特環（法適）

○ 人口・面積・密度

規模データ	人口 人	面積 ha	密度 人/ha
行政区域内	404,253	64,367	6.3
処理区域内（公共）	337,085	6,881	49.0
処理区域内（特環）	9,747	384	25.4

1．背景等

①取組の背景（きっかけ）

○宮崎市上下水道事業マスタープラン「みやざき水ビジョン2010」（平成22年策定）

・宮崎市上下水道事業マスタープランの中で、現行使用料と使用料改定後の財政見通しを行っているため。

○使用料の適正化により経営の健全化を図るため

・国が適正な使用料単価として示す150円/㎥を当面の目標としていますが、一度に見直しを図ると、市民生活への影響が大きいため、これまでも段階的に改定を行っています。（平成22年度決算　汚水処理原価184.8円/㎥、使用料単価122.0円/㎥）

・前回改定（平成19年11月）の際の使用料算定期間は平成21年度までとなっており、新たに使用料を算定し直す必要がありました。

○一般会計からの多額の基準外繰入金に依存している財政状況を改善するため

・「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、雨水処理に係る経費は一般会計からの繰入金で賄われることとなりますが、汚水処理に係る経費は使用料収入で賄う必要がありました。

・一般会計からの基準外繰入金により汚水処理経費を賄うことは、下水道の便益を享受できる市民とそうでない市民との間に不公平を生じることとなり、「受益者負担の原則」の観点からも改善が必要です。

・基準外繰入金を削減するためには、使用料単価を150円/㎥に近づける必要がありました。（約25%の改定が必要）

○今後増大が見込まれる汚水処理経費の財源を確保するため

・4町域（清武、高岡、田野、佐土原）の普及区域が拡大することにより、中継ポンプ場やマンホールポンプ場などの新たな施設が稼働し、汚水処理量も増加するため、動力費や薬品費などの費用が増加します。

・宮崎市域の施設については、老朽化が進んでいるため、事故や故障等の発生が相次いでおり、修繕費などの費用が増加します。

・新たな施設の取得や施設の更新に伴い、減価償却費などの費用が増加します。

・平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、耐震化など災害に強い施設整備が求められていました。

2．内容、効果額等

①改定内容

○平均改定率10．0%

・算 定 期 間：平成24年10月から平成28年3月（3年6ヶ月）

・適　用　日：平成24年10月1日以降の汚水量の認定(検針）から

○使用量体系の見直し

・基本汚水量を廃止（但し、累進使用料制は現行どおり）

（改定前）　※平成19年11月～平成24年9月

下　水　道　使　用　料　（1月あたり、税抜き）

種類	区分	汚水量	金額
一般汚水	基本使用料		850円
	従量使用料（1㎥につき）	10㎥まで	
		10㎥を超え30㎥まで	113円
		30㎥を超え100㎥まで	147円
		100㎥を超え500㎥まで	177円
		500㎥を超え1000㎥まで	189円
		1000㎥を超える分	212円
浴場業汚水	1㎥につき		20円

・一般家庭用使用料（月20㎥あたり）
1，980円 ／月（税抜き）

改定率 10.0%

（改定後）　※平成24年10月～

下　水　道　使　用　料　（1月あたり、税抜き）

種類	区分	汚水量	金額
一般汚水	基本使用料		750円
	従量使用料（1㎥につき）	10㎥まで	20円
		10㎥を超え30㎥まで	126円
		30㎥を超え100㎥まで	164円
		100㎥を超え500㎥まで	197円
		500㎥を超え1000㎥まで	210円
		1000㎥を超える分	235円
浴場業汚水	1㎥につき		22円

・一般家庭用使用料（月20㎥あたり）
2，210円 ／月（税抜き）

2．内容、効果額等（つづき）

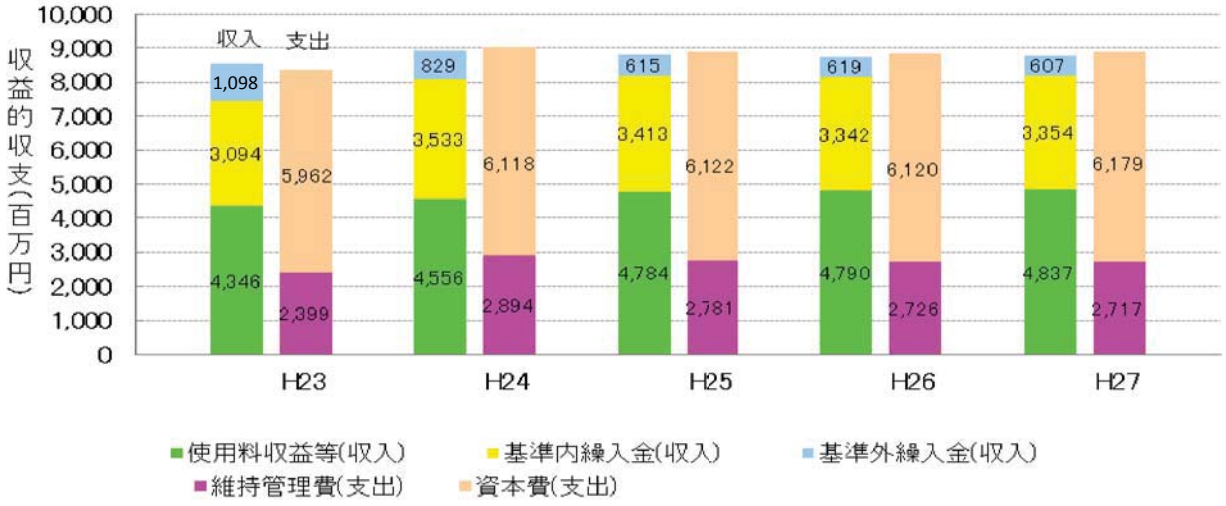
②効果額

（改定前）
・使用料収入
4，327，400千円

（改定後）
・使用料収入
4，777，013千円

（参考）
・改定前の使用料で算定した場合の使用料収入
4，338，387千円
（H23使用料単価121．92円/㎥×H25有収水量35，583，883㎥）

③収支グラフ



3．検討過程等

①スケジュール

平成23年12月22日	市長より宮崎市上下水道事業経営審議会に対し、「下水道使用料の改定について」諮問
同日	宮崎市上下水道事業経営審議会にて審議
平成24年 1月27日	宮崎市上下水道事業経営審議会にて審議
2月 3日	宮崎市上下水道事業経営審議会にて審議
2月 7日	宮崎市上下水道事業経営審議会より市長に対し答申
3月	条例改正案が市議会にて可決
10月 1日	改定使用料適用

②自治体外部の有識者の活用
・宮崎市上下水道事業経営審議会
宮崎市上下水道事業経営審議会条例に基づき設置する市長の諮問機関。
学識経験者及びその他市長が必要と認める者の定員15名で構成。
検討期間：3ヶ月
開催回数：3回
経　　費：104，000円（委員報酬）

③住民・議会への説明
・上下水道使用世帯に配付する宮崎市上下水道局広報誌「せせらぎ」にて記事掲載及び使用料改定特別号を臨時発行。
・宮崎市上下水道局ホームページや宮崎市広報誌、新聞、ラジオ等の各種メディアにて広報。

4．今後の課題・考慮すべき点

・今後も使用料の適正化のために継続した使用料改定が必要であり、人口減少や南海トラフ巨大地震を想定した災害対策等の新たな課題を解消し、サービス向上にも努める必要があります。
・長期的な更新需要も含めた財政見通しを行う必要があります。